

一般社団法人静岡県建築士事務所協会
会長 金丸 智昭 様

静岡県知事 鈴木 康友
(公印省略)

盛土規制法施行条例及び施行細則の案並びに規制区域の案に係る
パブリックコメントの実施について (御案内)

日頃より、本県施策に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和3年7月に発生した熱海市での土石流災害等を踏まえ、従来の宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「盛土規制法」とします。)が令和5年5月26日に施行されました。この法改正により、盛土等に伴う災害の防止を目的として、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することとなります。

静岡県では盛土規制法に基づく規制の開始に向けた準備を進めており、このたび施行条例及び規則の案並びに規制区域の案を作成したため、下記のとおりパブリックコメントを実施しますので、御案内申し上げます。

記

1 趣 旨

盛土規制法による規制の開始に当たり、盛土規制法により自治体の条例や規則で定めることができることとされた事項その他の法の施行に必要な事項について、条例及び規則を定めます。

このたび、条例及び規則の案の骨子を取りまとめましたので、広く県民の皆様の御意見を募集します。

また、盛土規制法による規制の前提となる規制区域について、基礎調査を行い、規制区域の案を策定しましたので、併せて御意見を募集します。

2 提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書(書式自由)を提出してください。

なお、御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先(電話番号等)を明記してください。

3 提出先

(1) 郵送の場合

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号(県庁西館6階)
静岡県暮らし・環境部環境局盛土対策課

(2) ファクシミリの場合
054-221-3553

(3) 電子メールの場合
morido110@pref.shizuoka.lg.jp

4 提出期間

令和6年9月20日（金）から10月18日（金）まで（郵送の場合は、当日消印有効）

5 詳細の掲載先

区 分	ウェブページ URL
政策形成過程情報・県民意見提出手続	http://www2.pref.shizuoka.jp/all/shingis.nsf/pc_bosyuu
パブリックコメントの実施について（盛土規制法の施行に関する条例等の整備）	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/tochiriyou/1041004/1064869.html
盛土規制法における規制区域の案について	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/tochiriyou/1041004/1064870.html

6 備 考

御意見に対する県の考え方は、類似する御意見をまとめた上で、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、個別には回答いたしませんので御了承ください。

電話での御意見は御遠慮ください。必ず上記「意見の提出方法」によっていただきますようお願いいたします。

問合せ先：くらし・環境部環境局
盛土対策課盛土規制班
電話番号：054-221-2264